

第65回 水道週間 「水道水 安心・安全 これからも」

閩水道総務課(衛生センター庁舎)
☎73-6685

6月1日から7日までは「第65回水道週間」です。本市では、水道について、皆さんの理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、次の取り組みを行います。

●水道相談所の開設

水道に関する相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

📅6月1日(木)～7日(水)

午前9時～午後5時 ※土日を除く

📍水道総務課・上下水道課(衛生センター庁舎)

●パッキンの無料配布(各支所)

蛇口からの水漏れはパッキン(節水コマ)の取り替えで直ります(ただし、レバー式など直らない蛇口も一部あります)。

数に限りがありますので、お早めにご来所ください。



お知らせ

●水道の新設など

メーター器から屋内側の給水装置(*)は、各水道使用者の財産ですので、その管理や修繕などは、各自で行ってください。

給水装置の新設、改造、修繕、撤去などの工事をするときは、事前に市へ届け出る必要がありますので、市ホームページに掲載している市の指定給水装置工事業者にあらかじめご相談ください。なお、市の指定事業者以外による工事は禁止されていますのでご注意ください。
※給水装置とは、給水管およびこれに直結する給水用具をいいます。

●お願い

長期不在などにより水道を使用されない人は、閉栓届を提出されるか、またはメーターボックス内のバルブを閉めるなど、漏水対策にご協力をお願いします。

メーターボックスの近くに犬をつないだり、障害物を置いたり、ボックス内に付属品を付けたりしないでください。また、ボックス内の清掃にもご協力ください。

市では、皆さんが水を安心して利用できるよう努めています。節水に努め、水を大切に使いましょう。

はかりの検査を実施します

閩長崎県計量検定所 ☎095-844-9892
閩長崎県計量協会 ☎095-841-9491
閩商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633

はかり(特定計量器)を取引や証明に使用している人は、指定の日時・場所で定期検査を受けてください。

●検査日…6月1日(木)～30日(金)

●検査場所…市役所各庁舎ほか

※詳しい日時・場所は、送られてきた検査通知書(はがき)または市ホームページをご確認ください。

※家庭用や民間計量士で検査を受けたはかりは対象外です。

新型コロナウイルス感染症は 5類感染症になりました

閩健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

基本的な感染対策の見直し

基本的な感染対策は、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

①マスクの着用

下記の場合はマスク着用の検討をお願いします。

- 医療機関や高齢者施設などに行くとき
- 混雑したバスなどに乗車するとき
- 高齢者、基礎疾患がある人、妊婦など重症化リスクがある人が混雑した場所に行くとき

②手指衛生・換気

こまめな手洗い・換気は感染対策として有効です。

症状がでた場合の対応

かかりつけ医に相談または受診し、自宅療養をお願いします。

受診に関する相談窓口

●長崎県受診・相談センター ※令和5年9月まで開設予定
☎0120-071-126(24時間対応)

廃棄物の処分に「無許可」の収集運搬業者を利用しないでください

閩環境課(衛生局センター庁舎) ☎73-6644

家庭から出た粗大ごみや廃家電などの廃棄物を回収する収集運搬業(廃品回収業)を営むためには市長の許可が必要です。しかし、最近は無許可業者による違法営業が市内で確認されています。

無許可業者の中には「古物商許可証」などの資格を有していることを示して正規業者を装う場合がありますが、**家庭からの廃棄物を回収するには「一般廃棄物収集運搬業許可」が必要**です。

市内許可業者については、市ホームページで公開していますので、収集運搬業者を利用される際にはご確認をお願いします。

無許可業者により回収されたごみは、不法投棄などの違法処理に繋がりますので、絶対に利用しないでください。また、無許可業者と知らなかったとしても、行われた違法処理は依頼主自身も処罰の対象になりますので、ご注意ください。



市HP

野焼きの煙による 健康被害の相談が増えています

閩環境課(衛生局センター庁舎) ☎73-6644

家庭から出たごみなどを焼却する野焼き行為は、法律により原則禁止されています。しかし、野焼き行為が後を絶たないことから多くの苦情が寄せられており、特に最近では、呼吸器系の疾患を持つ高齢世帯からの健康被害の相談が増えています。

野焼きは悪臭だけでなく、ダイオキシン類などの有害な物質も発生させ、健康にも悪影響を及ぼします。家庭ごみの野焼き行為は絶対に行わず、正しく分別してごみ収集に出してください。

農業を営むためなど一部例外として認められている焼却行為もありますが、その場合でも風向きなどを考慮して住宅地に煙が流れないように注意してください。注意して行っても、苦情が出た場合や煙の量が多く生活環境に悪影響を及ぼす場合などは、指導の対象となります。

健康で快適な住みやすい環境のために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

野焼禁止!!



広告

あなたの会社、お店の広告を載せてみませんか。

広告主募集

【広報みなみしまばら】は広告を募集しております。

会社・商品PR、イベント告知に。

◎経費削減と新たな財源の確保のために、有料広告を募集しています。
◎広報紙のほか、市ホームページのパナー広告や公用車広告も併せて募集しています。

詳しくは… 閩 総務秘書課 ☎73-6621

お任せください! シロアリ駆除
創業昭和四年

松尾白蟻

南島原市加津佐町乙16番地16

☎87-5112